

山都町いじめ防止基本方針

山都町

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 町の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	2
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止等のために町が実施する施策	4
(1) 山都町いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(2) 町が実施する施策	4
ア いじめの防止	4
イ いじめの早期発見	5
ウ いじめへの対処	5
エ その他必要な施策	5
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
ア いじめの未然防止	7
イ いじめの早期発見	7
ウ いじめに対する措置	7
3 重大事態への対処	7
(1) 重大事態の報告、調査、対処	7
ア 重大事態の意味	7
イ 重大事態の報告、調査の趣旨や調査主体	8
ウ 調査主体が学校の場合	8
エ 調査主体が町教育委員会の場合	9
(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	9
ア 再調査	9
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	9
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
1 基本方針の見直しの検討	9
2 基本方針策定状況の確認と公表	9

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。その際、いじめはどの学校においても、どの児童生徒にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要があります。

町においては、これまで町教育委員会、学校、家庭、地域その他関係者と連携し、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。そして、児童生徒の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう町民総がかりでいじめを防ぐという強い決意のもと山都町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を策定します。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、町がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

2 町の基本方針の内容

町の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等、家庭や地域・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにします。そして、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等が町において体系的かつ計画的に行われるよう講じるべき対策の内容を具体的に記載します。

町の基本方針の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒

をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証を行います。

なお、より実行性の高い取組を実施するため、町の基本方針が町の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととします。

3 いじめの定義

(定義) 【法第2条より抜粋】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、特に次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の立場に立つこと。
- いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく複数で行うこと。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分加味したうえで対応する必要があること。

なお、具体的ないじめの態様は以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの理解

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、大人も児童生徒も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集

団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

また、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

さらに、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。加えて、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を町民全体に広め、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく必要があります。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

いじめの解決とは、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきです。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(5) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や町教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

そのために、学校等警察連絡協議会等、既に設置されている協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施にあたり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、地方法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする等、学校や学校の設置者が関係機関による取組と連携することも重要です。学校だけで課題を抱え込むことがないようにしながら、関係機関との効果的な連携を行い、課題の解決に向かわなければなりません。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 山都町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「山都町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、その構成員は、学校、町教育委員会、町部局関係課、上益城教育事務所、上益城福祉事務所、警察等の他、心理や福祉の専門家等が参加するものとします。

(2) 町が実施する施策

ア いじめの防止

(ア) いじめの防止のための対策を検討する各学校の生徒指導委員会等の取組を支援し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見早期解消のための取組を強化します。

また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、弁護士、医療関係者等を要請します。

(イ) 県教育委員会と連携をとりながらインターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努めます。また、情報モラル教育を推進するとともに、その情報を各学校に提供するよう努めます。

- (ウ) 教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止に向けた実践的指導力の向上を図るため、研修の充実や校内研修を充実させるための支援を行います。
- (エ) 児童生徒が、学校・家庭・地域の共通理解のもと、地域住民による学校支援活動を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設けることで、他者の理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生き抜く豊かな心を醸成できるよう、町が取り組む学校支援本部事業を通して学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進します。
- (オ) 保護者が、法に規定された保護者の責務を踏まえて児童生徒の規範意識を養うために、児童生徒と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通して、保護者を対象とした啓発活動やその周知、家庭への支援を行います。
- (カ) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、既存の連絡協議会を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を図ります。

イ いじめの早期発見

- (ア) 「心のアンケート」、「県のいじめ対応の手引き」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実させ、いじめの早期発見に努めます。
- (イ) より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校支援地域本部、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するとともに、情報の共有化を図ります。

ウ いじめへの対処

- (ア) いじめに対しては、学校、町教育委員会、各関係機関が連携し対処します。(図1) また、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、県教育委員会と連携して解決に努めます。
- (イ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察との連携・協力体制の整備に努めます。
- (ウ) 町教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行う、もしくは必要な措置を講ずることを指示します。
- (エ) いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるように速やかに支援します。
- (オ) いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携・協力体制の整備に努めます。

エ その他必要な施策

- (ア) 「心のアンケート」や「事故・問題行動等の定例報告」、生徒指導連絡協議会等の情報を通して、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリスト（県のいじめ対応の手引き）の配付とその活用等を通し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。
- (イ) 町教育委員会は、学校が自校の学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう必要な指導・助言を行います。
- (ウ) 町教育委員会は、学校改革を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒の変化に迅速に対応できる体制の整備を支援します。
- (エ) 各種研修会や通知等を通し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発活動に務めます。
- (オ) 町教育委員会は、教職員の自己評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教職員評価への必要な指導・助言を行います。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、本基本方針を参考にしていじめの防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容（行動計画）等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針は、いじめの防止等のための教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するために策定するものです。

加えて、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込むように努めます。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努めます。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開し、保護者や地域住民へ周知します。そして、家庭や地域においていじめ問題に対する課題意識を高めるようにします。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効のないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は法第22条に定める組織を設置します。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担います。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う役割
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- エ いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

「暴力を伴わないいじめ」は目に付きにくく表面化しにくいものであり、すべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものであるが、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえすべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取組みます。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりに努めます。そして児童生徒の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして学校づくりを進め、その中心としてわかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくりに努めます。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめを積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組みます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専

門機関との連携の下で取組みます。また、そのあり方については、「県いじめ問題対応マニュアル」を参考にします。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処 (図2)

ア 重大事態の意味

(重大事態) 【法第28条より抜粋】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合（30日未満でも町教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手します。
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や町教育委員会だけでなく、町総合教育会議を開催して対処します。

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告します。また、町教育委員会は、調査の主体を町教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、町教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

ウ 調査主体が学校の場合

(ア) 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法をとります。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

その際は、関係者の個人情報をも十分に配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要です。

(エ) 町教育委員会への報告（町教育委員会から町長に報告）

学校は、調査結果を町教育委員会を通して町長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会や学校は、得られた調査結果より、いじめを受けた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「県のいじめ対応の手引き」を参考にしながら重大事態の対処を行います。

エ 調査主体が町教育委員会の場合

学校は、町教育委員会の指示のもと、資料の提出等調査に協力し、事態の解決に町教育委員会、学校が一体となって取組みます。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

上記（1）－ウ－（エ）の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を専門的な知識又は経験を有する第三者による附属機関を設けて行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、町長はその結果を議会に報告します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

町としても、いじめの防止等に関する町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、

町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

2 基本方針策定状況の確認と公表

町は、町及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。

図 1

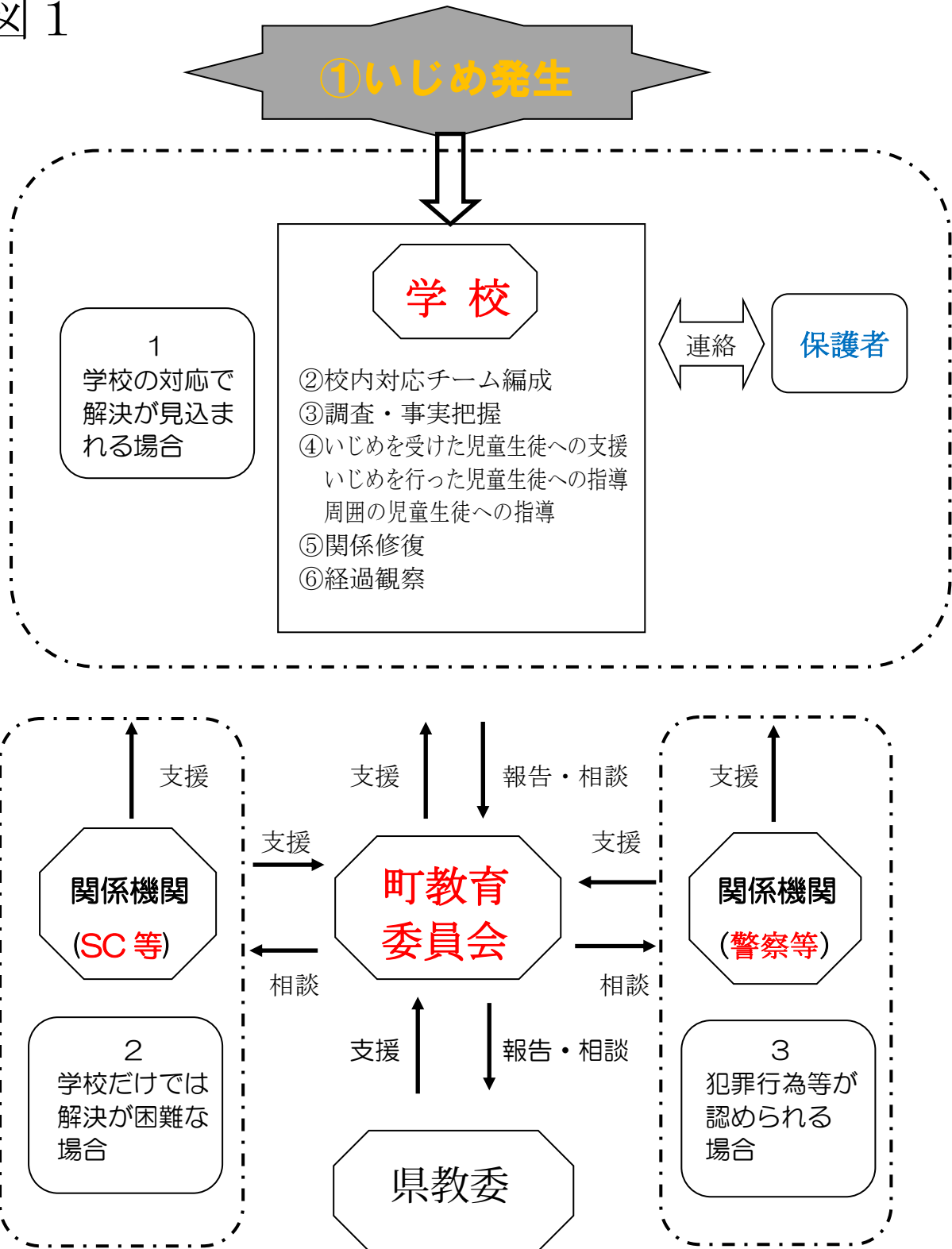


図 2

